

福祉バスを使用するにあたって

【使用の条件】

- ・ 市民の団体の皆さんが、**保健福祉活動を目的**として使用する場合に運行します。
- ・ 使用地域は和歌山県内とし、目的地を越えて運行することはできません。
- ・ 運行経路は、通常の経路を利用した最短距離とします。
- ・ 1回の使用期間は1日限りとします。
- ・ 使用人員は10~28人です。(うち、補助席6席)
- ・ 駐車料、有料道路通行料、燃料費は、使用者負担となります。
駐車料及び有料道路通行料は、利用される際に現地でお支払いください。
(有料道路通行料については、お持ちの ETC カードを利用していただけます。)
- ・ 燃料費は、乗車地→目的地→降車地までの実費負担とし、後日、市から請求書を送付しますので、納付書により期限内に納めてください。

【使用の手続き】

- ・ 使用希望日の10日前までに、使用申請書を福祉課庶務係(田辺市役所2階)へ提出してください。
FAX(26-4914)又は、メール(fukushi@city.tanabe.lg.jp)でも提出していただけます。
- ・ 空き状況については、事前に福祉課窓口又はお電話(26-4900)でお問い合わせいただけます。
- ・ 受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。(土日祝を除く。)
- ・ 申請は、使用希望日の3か月前から受け付けます。

【遵守事項】

- ・ 申請どおりの目的にのみ使用すること。
- ・ 申請書に記載した通行経路を守ること。
- ・ 車内において飲酒・喫煙をしないこと。
- ・ 使用後は、車内の清掃を行い、ゴミを持ち帰ること。
- ・ 異常気象等により運行が危険な場合は、使用を中止すること。
- ・ 天候等の理由でキャンセルする場合は、迅速に連絡すること。

キャンセル時の連絡先について

■使用日の前日まで

福祉課庶務係 TEL 0739-26-4900

※土日祝及び受付時間外(午前8時30分以前、午後5時15分以降)の場合は、
下記の(有)谷口自動車 大塔交通社へ連絡してください。

■使用日の当日

有限会社谷口自動車 大塔交通社 TEL 0739-48-8138 Fax 0739-48-8137

午前6時から連絡可能です。前日に連絡する場合は、午後6時まで可能です。

【その他の留意事項】

- ・ 全席シートベルトを着用してください。
- ・ チャイルドシートは、使用者で着脱してください。
- ・ 使用申請書を提出後、天候等管理上の都合により運行が不可能になる場合があります。
- ・ その他、詳しいことは福祉課庶務係 TEL 0739-26-4900 へお問い合わせください。